

令和5年度 徳島県薬物乱用対策事業推進方針

最近の薬物情勢※は、全薬物事犯の検挙人員が近年、横ばいで推移する中、令和4年は12,142人と前年より僅かに減少したが、依然として高止まりの状態が続いている。また、不正薬物の押収量は、覚醒剤が289.0kg、乾燥大麻が289.6kg、大麻濃縮物が74.0kgと、引き続き深刻な状態となっている。

薬物事犯で最も多い覚醒剤事犯の令和4年の検挙人員は6,124人と、近年減少傾向にあるが、暴力団構成員等が検挙人数の約4割を占め、また、再犯者率は68.4%と前年より増加し、依然として高い水準であることから予断を許さない状況であり、覚醒剤事犯は薬物対策における最重要課題となっている。

近年急増している大麻事犯については、令和4年の検挙人員は5,342人と、過去最悪の前年より僅かに減少したが、大麻乱用期とも言える状況である。検挙人員のうち約7割を30歳未満の若年層が占め、背景として、スマートフォン等インターネット環境の普及により、大麻に関する誤った情報の氾濫やツイッターなど入手を容易にする情報網の影響が推測される。さらには、大麻ワックス、大麻リキッド、大麻含有食品など使用形態の多様化により、若年層を中心とする乱用拡大が強く危惧され、大麻乱用期への重点的、総合的な対策強化が必要である。

また、近年大きな社会問題となった危険ドラッグは、販売業者への対策の強化によって、平成27年7月に全国の街頭店舗が「ゼロ」となるなど一定の成果があったが、インターネットを利用した販売が依然として続いており、乱用の根絶には至っていない状況である。

本県においては、薬物事犯の検挙人員は34人と前年より増加し、その約6割を大麻事犯が占めている。大掛かりな密売組織は認められないものの、再犯者等による密売事犯や薬物乱用事犯は未だ根絶には至らず、これら密売人や末端乱用者の大半が近府県の密売組織にその供給を求めており、入手方法もインターネット、宅配、郵送等と多岐にわたっている。

このような状況を踏まえ、本県では、政府が策定する「薬物乱用防止五か年戦略」及び「徳島県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、徳島県薬物乱用対策推進本部の各機関と緊密に連携し、次の事業を重点的に推進するものとする。

なお、「薬物乱用防止五か年戦略」は令和5年度中に改定される予定で、改定された場合は改定新戦略を各機関に共有し、次年度の方針に反映させる。

※ 令和4年における組織犯罪の情勢（警察庁）（令和5年3月）抜粋

【 第1： 年度を通じて実施する施策の方針について 】

1 啓発活動の推進について

徳島県薬物乱用対策推進本部構成機関は、県薬物乱用防止協議会等の関係団体と連携を密にし、官民一体となった街頭キャンペーン等の各種事業を展開する。

そして、本県は全国的に見ても薬物乱用防止指導員が多く充実した体制であり、指導員と協働で、地域のイベント等を通じ、地域に密着した啓発活動を推進する。

なお、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが5類感染症になったことを踏まえ、コロナ禍で中止されていた啓発イベント等も状況に応じて再開していく。

- (1) 各種運動、月間キャンペーン等による啓発
- (2) 薬物乱用防止指導員が地域で行う啓発活動への支援充実
- (3) ウェブサイト、SNS、動画等を活用したデジタル広報の推進
- (4) 各種啓発資料の作成・配布、各機関での共有
- (5) 多様化する薬物、特に若年層の乱用が危惧される大麻についての啓発強化

2 青少年等若年層に対する啓発及び教育の推進について

県外では小・中学生、高校生の検挙事例が発生しており、特に、大麻事犯については、初犯者率が高く、薬物乱用へのゲートウェイとなることが指摘されている。また、若年層を中心に乱用傾向が増大しており、その背景にはインターネットによる「大麻等の使用は有害ではない」との誤った情報の氾濫と周囲からの「誘い」が背景にあると指摘されている。

これまで県内の小・中学生、高校生の検挙事例はないが、全国の情勢を踏まえ、県内への薬物汚染の拡大を防止するため、関係機関が若年層を取り巻く状況や大麻をはじめとする薬物の最新知見について積極的に情報共有を進める等、連携を強化し、若年層に対する薬物乱用防止教育や、SNSやweb広告など若年層になじみの深い広告媒体を活用した啓発のなご一層の充実強化を図る。

- (1) 学校等における薬物乱用防止に関する指導の充実
 - ①児童・生徒等への薬物乱用防止教室の開催
 - ②教職員への薬物乱用防止教育研修会の開催
- (2) 大学での薬物乱用防止啓発の実施と
大学生による自主的な薬物乱用防止啓発活動の推進
- (3) 地域に根ざした薬物乱用防止に関する啓発活動の推進
- (4) 動画配信やweb広告等を活用したデジタルネイティブ世代への広報の推進
- (5) 大麻乱用防止に関する啓発の強化

3 取締り・指導の徹底について

県内でも覚醒剤事犯や大麻事犯について毎年検挙者がでており、密売事犯や薬物乱用事犯は未だに根絶には至っていない。これらを踏まえ、薬物密売組織に対する取締りを強化するとともに、今後も末端乱用者に対する取締りの徹底を図る。

また、医療用に使われる麻薬、向精神薬等の不正流出を防止するため、医療機関等への立入調査、指導を行う。

- (1) 組織犯罪対策の推進
- (2) インターネット利用等巧妙化する密売方法への対応
- (3) 末端乱用者に対する取締りの徹底
- (4) 医療用薬物の正規流通の監督の徹底
- (5) 多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

4 薬物密輸入阻止のための水際対策について

最近の密輸入事犯・押収量の増加傾向等から国内に薬物が蔓延している状況がうかがえる。その背景には、国内における根強い薬物需要があると考えられ、今後も薬物の密輸・密売等国内外の薬物犯罪組織の活発な動きが懸念される。

このため、引き続き関係機関は緊密に連携し、水際対策を推進する。

- (1) 密輸入等の情報収集・密輸入取締体制等の強化
- (2) 関係機関の連携強化を図り、県下各港湾、沿岸海域における取締りの徹底

5 薬物乱用者の社会復帰支援及び薬物関連相談窓口体制等の充実について

薬物乱用者に対する治療や社会復帰に係る支援等再乱用防止に係る取り組みを行うとともに、薬物乱用に悩む本人及び家族等からの相談に応じるため、各機関の機能を最大限に発揮できるよう一層緊密に連携し、相談体制の充実を図る。

- (1) 薬物依存・中毒者に対する治療の充実及び薬物乱用者の社会復帰の支援
 - ①受刑者・保護観察対象者に対する断薬指導
 - ②保護観察処分が付かない執行猶予判決を受けた者等に対する支援
 - ③被収容少年に対する啓発活動
- (2) 薬物乱用者に対する地域支援の円滑な実施のため、薬物治療を行う医療機関や地域の関係機関・団体間における連携強化
- (3) 薬物乱用者の家族に対する支援等

【 薬物関連相談窓口体制 】

- (1) 個別相談（徳島県精神保健福祉センター内：088-602-8911）
（随時予約制：所内スタッフによる個別相談）
- (2) 電話相談
 - ①覚醒剤追放ダイヤル（徳島県警察本部内：088-653-4444）
 - ②ヤングテレホン（徳島県警察少年サポートセンター内：088-625-8900）
 - ③薬物相談電話（四国厚生支局麻薬取締部内：087-823-8800）
 - ④密輸ダイヤル（税関：0120-461-961）
 - ⑤相談ホットライン（徳島県青少年補導センター連絡協議会：088-622-7500）
 - ⑥薬物関連相談総合窓口（徳島県薬務課内：088-621-2233）
 - ⑦危険ドラッグ110番（徳島県薬務課内：088-621-2233）

【 第2： 薬物乱用防止運動月間等の期間に実施する施策 】

次の月間等において、関係諸機関と連携を密にした積極的かつ効率的な広報啓発活動を展開する。

- (1) 不正大麻・けし撲滅運動（5月～6月）（厚生労働省）
- (2) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）（厚生労働省）
- (3) 薬物乱用防止広報強化期間（6月～7月）（警察庁）
- (4) 青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）（こども家庭庁）
- (5) 社会を明るくする運動（7月）（法務省）
- (6) 「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動（7月～8月）（徳島県）
- (7) 秋の取締強化期間（10月）（税関）
- (8) 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月～11月）（厚生労働省）
- (9) 子供・若者育成支援強調月間（11月）（こども家庭庁）

<参考>

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」 平成30年8月

戦略目標

本戦略を推進するに当たっては、以下の5つの目標を設定し、薬物乱用対策会議の下に関係府省庁が緊密に連携し、各目標の達成に向けた取組を推進する。

- 目標1：青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止
- 目標2：薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止
- 目標3：薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止
- 目標4：水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止
- 目標5：国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

令和5年度 薬物乱用対策事業活動予定

○神戸税関小松島税関支署

月 日	実 施 内 容 等
随時	出前授業・税関講座 小学校、徳島市内の大学の出前講座にて麻薬の密輸入状況や薬物乱用の怖さを説明。
12月	年末特別警戒 ①小松島みなと合同庁舎に「年末特別警戒実施中」懸垂幕を掲示 ②ケーブルテレビや市広報誌に、密輸防止や情報提供を呼びかけるメッセージを掲載
通年	情報収集・広報啓発 県内の漁協等に、取締りに対する協力要請とリーフレット等を配布。

○徳島海上保安部

月 日	実 施 内 容 等
通 年	薬物密輸入に対する水際取締（徳島・美波） 徳島小松島港等に入港する外国船舶に対し、税関・警察との合同又は当部単独で立入検査を実施。
10月頃	密輸水際防止合同キャンペーン（徳島） 小松島市所在の「あいさい広場」において、税関・警察と合同で、市民に対してキャンペーンを実施。

○徳島保護観察所

月 日	実 施 内 容 等
通 年	断薬指導 覚醒剤、大麻などの使用事犯により保護観察を受けている者に対し、面接による断薬指導のほか、任意による簡易薬物検出検査を実施する。
通 年	薬物再乱用防止プログラムの実施 現在実施中の覚醒剤や大麻などの使用事犯による仮釈放者、保護観察付執行猶予者、少年院仮退所者、保護観察処分少年に対する薬物再乱用防止プログラム（簡易薬物検出検査を含む。）を実施する。 また、本年度から、当庁管内の更生保護施設が、薬物依存等からの回復にかかる特定補導の実施施設として新たに登録できた場合は、同施設に対して、薬物依存等からの回復に係る特定補導の委託を積極的に検討していく。
通 年	薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの実施 法務省及び厚生労働省が共同で取り組んでいる「医療・福祉機関との連携」、「ダルク等との連携」等を取り入れた保護観察を実施していく。 当庁では徳島ダルクを自立準備ホーム及び薬物依存回復訓練施設として登録しており、必要に応じて国費による委託を実施する。

	<p>また、薬物依存のある保護観察対象者に対する処遇の充実強化や息の長い支援を図るため、精神科等の医療機関等との連携体制を構築し、当該保護観察対象者の同意を得て通院等指示を行い、治療や支援の状況等の保護観察所が適切に把握していく</p>
<p>おおむね 四半期ごと</p>	<p>薬物依存事犯者引受人会の実施 藍里病院や一般社団法人ARTS等の協力を得て、引受人（家族）等に対して、薬物依存症への理解を深めてもらい、協力を求めていく。</p>
<p>R5. 7. 31 (予定)</p>	<p>関係機関による連絡協議会の実施 本年12月の改正更生保護法に基づく保護観察所による地域援助の施行等も見据え、再犯防止推進のための地域支援ネットワーク構築に取り組み、薬物事犯対象者の地域支援の円滑な実施のために、薬物治療を行う医療機関との連携を深めるほか、地域の関係機関・団体との連携の強化を図る。</p>

○徳島少年鑑別所

月 日	実 施 内 容 等
通 年	<p>薬物乱用防止指導 在所者に対して、薬物乱用防止に関するDVD視聴や、職員の講話に参加する機会を与える。</p>
通 年	<p>薬物乱用防止に係る研修・講演等 依頼に応じ、薬物乱用防止等に係る研修や出前授業等を実施する。</p>

○徳島刑務所

月 日	実 施 内 容 等
通 年	<p>薬物依存離脱指導 麻薬、覚醒剤、その他の薬物に依存がある受刑者に対し、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自身の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる。</p>

○四国厚生支局麻薬取締部

月 日	実 施 内 容 等
通 年	<p>1. 啓発活動 (1) 麻薬・覚醒剤乱用防止運動 ポスター、リーフレットの掲示、配布。 「麻薬・覚醒剤乱用防止運動高知大会」を開催（11月）する。</p>
11月	<p>(2) 中毒者対策・再乱用防止 徳島県で、中国地区と合同で、中毒者対策会議及び再乱用防止対策講習会を開催する。</p>
通 年	<p>(3) 研修等への講師派遣 高校等の薬物乱用防止教室や各種団体研修会等に職員を講師として派遣し、啓発に努める。</p>

通 年	2. 取締活動等 (1) 医療用麻薬、向精神薬等の監視・指導 管内4県と合同で、麻薬卸売業者、麻薬・向精神薬診療施設等の立入検査を実施し、正規流通麻薬・向精神薬等の適正な流通確保、事故防止等に努める。
通 年	(2) 麻薬・覚醒剤等事犯の取締 組織的な薬物密売事犯の摘発、SNS等を悪用したインターネット薬物密売事犯等の摘発を強化するとともに、覚醒剤、大麻等の末端乱用者を徹底的に取り締まる。
6月22日	(3) 関係機関との連携強化 管内各検察庁、各県警察・税関・海上保安部等の関係取締機関との情報交換、連携を一層強化するため、愛媛県で麻薬取締協議会を開催。

○徳島県医師会

月 日	実 施 内 容 等
6月28日	タバコと健康についての授業（徳島工業短期大学1年生） ～Withコロナ時代におけるタバコの危険性について～

○徳島県薬剤師会学校薬剤師部会

月 日	実 施 内 容 等
通 年	薬物乱用防止教室への講師派遣 前年度と同様、学校側と日時を決めて、薬物乱用防止教室を実施。

○徳島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課

月 日	実 施 内 容 等
通 年	薬物乱用防止教室 県下の小中高校等において、警察職員が薬物乱用防止教室を実施し、薬物の危険性や有害性を説明するなどして正しい知識を身に付けさせ、薬物乱用防止に努める。
7月～8月	薬物乱用防止広報活動 「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動にあわせて、県警ホームページ等を活用した広報啓発活動を実施する。
通 年	少年の非行防止キャンペーン等にあわせて、薬物乱用防止チラシを配布する。

○徳島県警察本部刑事部捜査第二課

月 日	実 施 内 容 等
4月1日 ～6月30日	令和5年度不正大麻・けし撲滅運動への協力 ポスター、リーフレットの掲示及び配布を行い、不正栽培、自生大麻、けし事案に対応する。
6月1日 ～7月31日	薬物乱用防止広報期間 SNS及び電子掲示板等を活用した効果的な広報啓発活動を実施する。
6月22日	令和5年度四国地区麻薬取締協議会 海上保安庁、検察庁、税関、県、四国厚生支局等の職員が出席する会議に参加して情報交換、情報共有等を行い、関係期間との連携を図る。
通 年	広報啓発活動の実施 各種会合、イベント、キャンペーン等において、薬物乱用防止広報啓発活動を実施する。
通 年	薬物乱用防止等に関する講演 各種会合、講演に講師を派遣し、薬物情勢及び薬物乱用防止に関する講話を行う。
通 年	覚醒剂等薬物事犯の取締り

○徳島県青少年補導センター連絡協議会

月 日	実 施 内 容 等
5～6月 9～10月	学校訪問 小中高校に対し、薬物乱用防止に関する教育活動の依頼 中学校に対し、指導の要請
5～6月	各地区健全育成協議会総会等 県内各地区において、現状報告・薬物乱用防止啓発活動
6～7月	生徒指導連絡協議会 県内各学校等において、現状報告・指導要請
通 年	視聴覚教材の貸し出し 各補導センターにおいて、啓発DVD等の各学校への貸出し
通 年	健全育成活動 県内各地区において、広報啓発
通 年	相談電話 各補導センターにおいて、個別相談

○徳島県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室

月 日	実 施 内 容 等
7月上旬 11月下旬 3月上旬	<p>夏季休業日中における幼児・児童・生徒の指導について通知</p> <p>冬季休業日中における幼児・児童・生徒の指導について通知</p> <p>学年末・学年始休業日中における幼児・児童・生徒の指導について通知</p> <p>幼稚園・幼保連携型認定こども園、小・中・高等・特別支援・中等教育学校において、喫煙・飲酒禁止の趣旨等を理解させ、家庭や地域社会との連携のもとに、喫煙・飲酒防止を徹底する。心身への危険性があり、重大な犯罪となる薬物乱用の未然防止に努める。</p>

○徳島県教育委員会生涯学習課

月 日	実 施 内 容 等
10月22日	<p>とくしま家庭教育のつどい</p> <p>ホテルクレメント徳島において、啓発パンフレットを配布する。</p>

○徳島県教育委員会体育健康安全課

月 日	実 施 内 容 等
通 年	<p>薬物乱用防止教室の開催</p> <p>小・中・中等（前期）・高・中等（後期）・特別支援学校の児童生徒を対象に喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導を警察職員・学校薬剤師・保健所職員等が実施。</p>
10月6日	<p>徳島県薬物乱用防止教育研修会（Web会議システムでのオンライン研修）</p> <p>小・中・中等（前期）・高・中等（後期）・特別支援学校教職員、警察職員、学校薬剤師を対象に講義を実施。</p>

○徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課

月 日	実 施 内 容 等
年度内	<p>再犯防止推進協議会の開催</p> <p>再犯防止に係る関係機関で構成した再犯防止推進協議会において、犯罪をした者等を支援するための課題等の情報共有や「徳島県再犯防止推進計画」の検証等を行う。</p>
年度内	<p>再犯防止に関する研修会</p> <p>市町村職員等を対象とする再犯防止への理解を深めるための研修会を開催する。</p>
7月1日	<p>再犯防止に関する相談窓口設置事業（徳島県社会福祉事業団に委託）</p> <p>犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、抱える悩みや課題等を相談できる窓口を設置することにより、再犯の防止を図る。</p>

○徳島県未来創生文化部こども未来局こども家庭支援課

(令和5年5月までは未来創世文化部次世代育成・青少年課)

月 日	実 施 内 容 等
随 時	青少年関係団体へ薬物乱用防止啓発リーフレットを配布

○徳島県保健福祉部健康づくり課

月 日	実 施 内 容 等
通 年	精神保健相談 各保健所で嘱託医による相談、保健師による電話・面接相談を実施。
通 年	出前講座・啓発活動 小・中・高等学校において、児童・生徒に対する、たばこ・アルコール・薬物に関する正しい知識の普及

○徳島県精神保健福祉センター

月 日	実 施 内 容 等
第2、4月曜 毎週木曜	特定相談（依存症、思春期） 専門医による来所相談を実施。
随 時	薬物相談 職員による電話・来所相談や関係者への技術支援を実施。
随 時	徳島ダルク支援会議 ダルクメンバーと関係者による支援協議やフォーラム参加等の会議を開催。

○徳島県保健福祉部薬務課

月 日	実 施 内 容 等
4月1日 ～6月30日	不正大麻・けし撲滅運動 関係機関等に啓発用ポスター、リーフレットを配布する。
6月20日 ～7月19日	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ①6・26ヤング街頭キャンペーン 4年ぶりにヤングボランティアの協力のもと開催 6月20日 吉野川高校 6月22日 フレスポ阿波池田 6月24日 クレエール、ショッピングプラザアピカ 6月26日 マルナカ美馬店、池田高校 7月 9日 サンシャインモアナ店、ビルド海南店 ②地域団体キャンペーン ③「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金
10～11月	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 関係機関等にポスターの配布、大学祭で啓発活動を実施。

11月	<p>中毒者対策・再乱用防止 四国厚生支局麻薬取締部が本県で開催する中毒者対策会議及び再乱用防止対策講習会に協力する。</p>
通 年	<p>各種啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ①薬物乱用防止地区協議会による啓発活動 ②薬物乱用防止教室の開催 ③薬物乱用防止啓発資材の作成・購入・貸出 ④各種広報媒体を活用した啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県YouTubeチャンネルに「『ヤクヤンナくん』の薬物乱用防止教室」を配信 ・フェイスブックによる情報発信 ⑤若年層に対する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発キャラクターを利用した啓発活動の実施 ・「危険ドラッグ110番」の設置
通 年	<p>麻薬等取扱者に対する監視・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ①麻薬業務所等(病院、薬局等)への立入検査を実施 ②厚生労働省及び(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターが本県で開催する「がん疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会」(10月予定)に協力する。
通 年	<p>危険ドラッグ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県条例に基づく知事指定薬物及び知事監視製品の指定 ②関西広域連合における情報共有
通 年	<p>薬物関連相談総合窓口 相談先がわからない等場合に相談内容に応じて適切な機関を紹介、連携して対応する。</p>